

現況確認方法変更（現況届廃止）のお知らせ

当基金では、年1回、誕生月に受給者の皆様から「年金受給権者現況届」をご提出いただき現況確認（生存確認）を行っていましたが、

2024年8月より「現況届」のご提出が原則不要となります。

1. 現況届（往復はがき）の送付終了について

2024年7月分（誕生月が7月の受給者を対象）を最後に、現況届の送付を終了いたします。
（8月誕生月の方からは現況届は送付いたしません）

2. 今後の現況確認方法について

今後は、国の年金と同様に、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」※）より取得する情報で現況（生存）の確認を行います。

受給者様による手続きは必要ございません

ただし、海外に居住している方、住基ネットによる現況確認ができない方につきましては、現況届を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ、記載期日までにご提出お願いいたします。

※「住基ネット」とは、行政サービスでも利用されている市区町村が管理する住民基本台帳です。

3. その他必要な手続きについて

以下の場合には手続きが必要ですので、速やかに基金へご連絡ください。

①受給様ご本人が亡くなられた場合

②住所や受取口座を変更される場合

③非居住（海外居住者）になった場合、または非居住者の方が帰国される場合

上記②の変更届は当基金ホームページ「各種手続き」から印刷が可能です。

<お問合せ>

東洋紡企業年金基金

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス

TEL 06-6348-3274 FAX 06-6348-4268

メールアドレス Toyobo_kikin@toyobo.jp